

(提案基準第17号)

特定流通業務施設に係る開発又は建築に関する基準

この基準は、四車線以上の国道、県道、市道の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺であって、現在及び将来の土地利用上支障がないと認めてあらかじめ市長が指定した区域（以下、「指定区域」という。）における特定流通業務施設に係る開発又は建築を、次の要件のすべてに該当すれば、やむを得ないものとして容認するものである。

- 1 申請に係る特定流通業務施設とは、次のいずれかに該当するものであること。
物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同法第2条第6項に規定する特別積合わせ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫
- 2 特定流通業務施設の立地にあたっては、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 当該施設の立地にあたって、市街化区域内に工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないと認められる場合
 - (2) 当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来し若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合
- 3 申請地は、次のいずれかに位置するものであること。
 - (1) 四車線以上の国道、県道、市道の沿道における立地にあつては、これらの道路に接していること。
ただし、地形上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない。
 - (2) 高速自動車国道等のインターチェンジ周辺における立地にあつては、原則として9メートル以上の道路に接続していること。
ただし、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められ、車両の通行に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 申請内容にあつては、開発区域周辺の環境を害さないように緩衝帯等が適切に配置されていること。
- 5 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成6年3月31日から施行)

(平成14年11月27日一部改正)

東広島市広島県開発審査会提案基準

(平成18年4月1日から施行)

(平成18年9月13日一部改正)

(平成24年7月13日一部改正)

(令和8年3月26日一部改正)

特定流通業務施設に係る開発又は建築に関する基準における指定区域

- 1 四車線以上の国道、県道、市道の沿道に係る区間
該当なし

- 2 高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に係る区域
市内全ての高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に係る区域で、インターチェンジのアクセス道路と国道、県道又は市道のいずれかの交差点から半径1.5キロメートルの圏内